

第5章 まとめ

本研究では、学習のつまずきや学習障害のある子どもに認められる特徴から、学習障害の可能性を検討できるような教育診断的手法を開発することを目的に、まず、筆らが学習障害を視野に入れて十数年行ってきた極低出生体重児の追跡研究において、学習障害の評価・判断の方法を検討した。ここでは、WISC-R 知能検査で知能全般および認知機能を測定し、補助的な学習障害のスクリーニングとして PRS を、そして特異な学習のつまずきを把握するために国立特殊教育総合研究所の学習困難の調査票を使用した。

回収された学習困難の調査票は回答が不備なものが少なくなかった。特に、学力の到達学年に関しては未記入のものが相当数あり、国語と算数の学習指導要領を参照資料として載せているが、教師にとって国語や算数の各領域の到達学年を即座に回答するのは容易でないことが推察される。また、特異な学習困難の有無の判断については、調査票のチェック項目の数を定めて便宜的に行つたが、チェックの数は教師により大幅に異なっていた。中には、通知表や保護者から得られた情報や実際の検査結果と一致しない回答もあった。回答者側に係る要因は別として、調査票自体の内容と回答方法を再検討する必要があるだろう。

追跡研究の過程では、子どもの発達については新生児期より医学的、心理学的な手法で継続的に評価され、把握されているが、唯一教育的評価が欠けている。しかし、信頼に足る教育的評価というものはなかなか得がたいというのが率直な印象であった。

次に、内外の評価方法としてまず着目したのが LDDI : Learning Disabilities Diagnostic Inventory (Hammill ら、1998) である。LDDI の理論的背景は、学習障害は聞く、話す、読む、書く、算数（計算する）、推論等の学習能力における障害であるという、本障害の最も中核となる概念にあくまで

忠実である。そして、特異な学習障害は子どもの学習行動の観察から把握することが適切であるという考え方から、学習障害があると考えられている人の特定領域の学習行動やスキルパターンを集め、それと照らして評価する方法を採用している。学習障害の評価方法として最も重要な点の一つは、評価する 6 領域の結果をプロファイル化し、果たして「特異な学習障害」があるかどうかを見定めて、学習障害の可能性を判断するところである。

第3章 2節には海津 (2000) の「学習障害スクリーニングチェックリスト：LDSC」の基礎研究を紹介した。ここでも、学力のつまずき要因についての分析を聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するの 6 領域で行っている。LDSC の実験的研究は項目の選定や対象の抽出、また調査対象の大きさといった点からも国内では着目されるものである。ただ、現段階では、LDSC は学習障害の判断の補助的手法としてよりも、学力のつまずきを把握し、つまずきの種類と子どもの認知特性による発達的変化を捉えて、指導方法に反映していくことに視点を置いたツールと理解される。

これらの検討を基に、本研究協力者らは聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するでのつまずきを選び出していく。また、行動と社会性の領域を設けた理由の一つは、わが国の教育現場で学習障害の理解を啓発し、その可能性がある子どもたちに対して教師の目を向けてもらうためには、教師たちが日常、最も理解とその指導に苦慮している行動面や情緒面の問題をも汲み上げることが大切と考えたからである。事実、学校に足を踏み入れ、教師らの問題意識や日々の苦慮に耳を傾けると、学力だけに焦点をあてた実態把握は現在の学校現場にはなじみにくいと実感した。

最終的には 134 項目の「学習障害調査票」を作成した。予備調査では評定者には学習障害の理解や指導経験がある指導者に協力を依頼した。すべて

の評定者の情報は得られていないが、評定者の少なくとも7割以上は小学校の教師であった。今回の予備調査で得られたサンプルは52例と、決して満足のいく大きさではない。当然ながら、その結果についても母集団の特徴として理解するには制限がある。調査票の信頼性と妥当性については、統計学的検討で高い値を示したが、因子分析等のより詳細な分析が残されている。

なお、回答後の調査票に対する意見として、調査協力者から質問項目が多いとの感想が聞かれた。評定者の負担を軽減し、検査の実用性を高めるニードと、検査としての信頼性を確保するニードを共に満たすラインを判断する必要があるだろう。

我々はこの調査票を学習障害の判断のための一つの重要な資料となる評価方法として、その開発を目指している。すなわち、この調査票は校内委員会での子どもの実態把握に使用されうるものであるが、同時に、専門家チームでのさらなる実態把握や判断材料として利用されるものもある。従って、調査票検査として、スクリーニング以上の教育診断法的な力を備えたものでなければならない。そのためには、ある程度の量の調査票となることは避けられないだろう。

子どもの学力や学習上のつまずきを把握する際

に、指導に基づく評価にどの程度の妥当性、一貫性、あるいは共通性を見出せるかは、この種の検査手法の根本的な課題である。評価は個々の指導者（教師）の能力と経験、彼らが持つ専門家としての内的な物差し等に左右される。このハードルを越えるか否かは、いかに「適切で使いやすい物差し」を提供できるかにかかっている。

最後に、「学習障害調査票」の標準化における課題をあげて、章を括る。

- 1) 予備調査を終えた「学習障害調査票」は、その結果と統計学的検討をさらに加えて、本調査に向けた項目の選定を行う。
- 2) 本調査の対象（児童生徒と評定者）について検討し、学年別サンプル数を増やす。また、中学生への適用も検討する必要がある。
- 3) 学習障害の教育診断法とするためには、「学習障害調査票」の聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するの評定結果から、個人プロファイルを作成し、基礎的学力における特異な学習障害を裏付けるようなプロファイルの型を検討することが不可欠である。
- 4) 「学習障害調査票」の結果と個別の学力検査、知能・認知能力検査等との関連についても検討する必要がある。